

国民健康保険税 第5期

納期限は12月1日(月)

納期限内に納付するようお願いいたします。市税の納付には便利な「口座振替」をご利用ください。

問い合わせ

納税課tel(866)2059

国保年金課tel(866)2189



INFORMATION

市役所からのお知らせ

1 戸籍届出の際に 本人確認をします

12月1日(月)から、虚偽の届出の対応策として、婚姻、協議離婚、養子縁組、協議離婚の届出を受ける際、届出人(届出書の届出人署名押印欄に記入したかたです)、および使者の本人確認をします。

届出をする際は、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど、顔写真が貼付されている官公署発行の証明書(有効期限内のもの)をお持ちください。

なお、本人確認ができなかった届出人には、届出があったことを郵便で通知し、本人確認に替えさせていただきます。

また、郵送による届出の場合も、届出人に郵便で通知し、本人確認に替えさせていただきます。(この取扱いは法務省からの通達によるものです)

問い合わせ 市民課tel(866)2073 土崎支所tel(845)2261 新屋支所tel(888)8080

2 第5回秋田市・河辺町・ 雄和町合併協議会

第5回の合併協議会を開催します。今回は市町村建設計画、議会議員の

任期および定数、農業委員会の委員の任期および定数、特別職の職員、住民サービス窓口業務、住民自治関係事業の取扱いについて協議する予定です。傍聴は自由です。直接会場へどうぞ。

とき/11月26日(水)午後2時
ところ/秋田キャッスルホテル
問い合わせ 合併推進局

tel(866)2785

3 電話加入権を 公売します



公売に参加されるかたは、印鑑と買い受け代金をお持ちください。代理人の場合は委任状が必要です。最低公売価格は、3万円(消費税別)です。とき/11月26日(水)午後1時～ところ/市役所2階の正庁

問い合わせ

納税課納税担当tel(866)2058

4 環境都市宣言文を作る ワーキンググループに 参加しませんか!

来年の建都四百年を節目に、秋田市の将来の環境がどうあるべきか、市民自らの決意を宣言文にまとめるワーキンググループの参加者を募集します。人数は10人程度で、応募者多数の場合には選考により決定。検討会は、来年3月まで月1回ほど開催します。

対象 市内に在住・通勤している18歳以上のかた

応募方法「私が思う秋田市の環境」を四百字詰め原稿用紙2枚程度にまとめ、11月28日(金)必着で、郵送、ファクス、メール、直接、いずれかの方法で、〒011-0904 秋田市寺内蛭根三丁目24-3 秋田市環境企画課

tel(863)6632

ファクス(863)6630

Eメール ro-eyrc@city.akita.akita.jp

5 11月17日(月)朝、 市役所で防災訓練

11月17日(月)午前8時50分～9時30分に、市役所庁舎で防災訓練を行います。車で来庁されるかたは、訓練終了まで山王大通り側(正面玄関側)からの進入ができません。ご不便をおかけしますが、市役所裏側から駐車場へお入りください。ご協力をお願いします。

問い合わせ 管財課庁舎管理担当

tel(866)2053

6 住宅需要実態調査に ご協力を

住宅政策上の基礎資料を得ることを目的に、昭和48年から5年おきに実施している調査です。11月24日(月)から、統計調査員証を持った調査員が、調査

許さない! DV(ドメスティックバイオレンス) 11月12日(水)～25日(火)は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。重大な人権侵害であるDVをみんなで考え、適正な対処に努めましょう。





住民票の写し
住民票記載事項証明
印鑑登録証明書

土日もOK!

自動交付機のご利用を

市役所正面玄関と秋田駅の市民サービスセンターにある「自動交付機」は、簡単な操作により、短時間で証明書の交付を受けられる便利な機械です!

これを利用するためには、市民課、土崎・新屋支所で、右記の「あきた市民カード」の申請が必要です。



無料で好評交付中!
「あきた市民カード」

交付対象

必要なもの

暗証番号

すでに印鑑登録しているかたで、秋田市の住民基本台帳に記録されている15歳以上のかた。ただし、外国人や成年被後見人は、カードを作ることができません。

本人と確認できる運転免許証や健康保険証など
認め印 印鑑登録証

あきた市民カードを自動交付機で利用する際、暗証番号が必要となります。交付申請の際、4桁の数字(“0000”以外)を登録してください。

「あきた市民カード」と従来の印鑑登録証の両方を持つことはできません。

利用時間

平日
午前9時～午後7時

土・日・祝日
午前9時～午後5時
年末年始は利用できません

問い合わせ

市民課tel(866)2018

市街化調整区域 建築物の容積率 を見直します



市では、都市計画区域全域を、市街化区域(市街化をはかる区域)と市街化調整区域(当面市街化を抑制する区域)に分けています。

市街化調整区域は、開発行為などについて市街化区域より厳しい規制を加えている区域です。そのため、ほぼ全域で低層・低密度な土地利用がはかられ、市街地と周辺部の自然環境のバランスが良好な状態に保たれています。



容積率400%を200%に

現在、市街化調整区域は、建築基準法により全国一律に容積率400%、建ぺい率70%と定められています。

しかしこの値は、比較的低層、低密度な土地利用を図ることとしている区域の特性を十分に反映したものになっていないため、現状の土地利用も考えて、容積率を400%から200%に変更することにしました。

なお、市街化調整区域での開発行為などの許可は今までどおり必要です。

見直し案

現行

容積率	200%以下	400%以下かつ前面道路の幅員に6/10を乗じたもの
建ぺい率	変更なし	70%以下
道路斜線制限	変更なし	斜線勾配1.5
隣地斜線制限	変更なし	斜線勾配2.5に31mを加えたもの

見直し案へ意見を募集します

11月28日(金)までに、住所、氏名、年齢、性別、職業を記入し、郵送またはEメールで、〒010-8560秋田市山王一丁目1-1
秋田市役所建築指導課tel(866)2153
Eメール ro-urcs@city.akita.akita.jp

7 旭川・太平川整備の 意見聞かせて!

旭川・太平川の整備に関する意見を
お聞かせください。直接会場へどうぞ。

旭川…新藤田橋、添川橋間

とき/11月20日(木)午後2時

ところ/新藤田公民館

太平川…旭川合流点、桜大橋間

とき/11月26日(水)午後2時

ところ/東地区コミセン

太平川…桜大橋、新竹生橋間(秋田育明

会竹生寮)

対象のご家庭を訪問し調査票をお配り
しますので、ご協力をお願いします。
問い合わせ
県建築住宅課☎(860)2562

8 フグ食中毒に 注意



フグのおいしい季節。しかし、フグは猛毒を持っているため正しい調理をしないと、食中毒で死に至ることもあります。

フグ食中毒のほとんどの原因は、素人が釣ったフグを家庭で調理したものです。フグの素人料理は大変危険です。絶対にやめましょう。

フグを取り扱うには、専門知識が必要です。保健所では、フグの取り扱い

とき/11月27日(木)午後2時
ところ/東部公民館
問い合わせ 秋田県秋田地域振興局
建設部河川砂防課☎(860)3482

のできるお店には、「フグ取扱所届出済証」を交付していますので、証書の掲示を確認しましょう。

フグ毒の特徴

青酸カリの千250倍の猛毒です
毒は肝臓・卵巣のほか、フグの種類によって皮・筋肉にも含まれます
無色、無味、無臭で水に溶け、加熱や消化酵素でも分解されません
種類・季節・生息海域によっても毒がある部分が異なります
フグ中毒の症状

食後30分から6時間で発症します
口唇や手の感覚マヒ、運動神経マヒ、呼吸困難などがあります

! フグを食べてしびれがきたら、すぐに「フグを食べた」と言って119番へ。
問い合わせ 市保健所衛生検査課
☎(883)1181